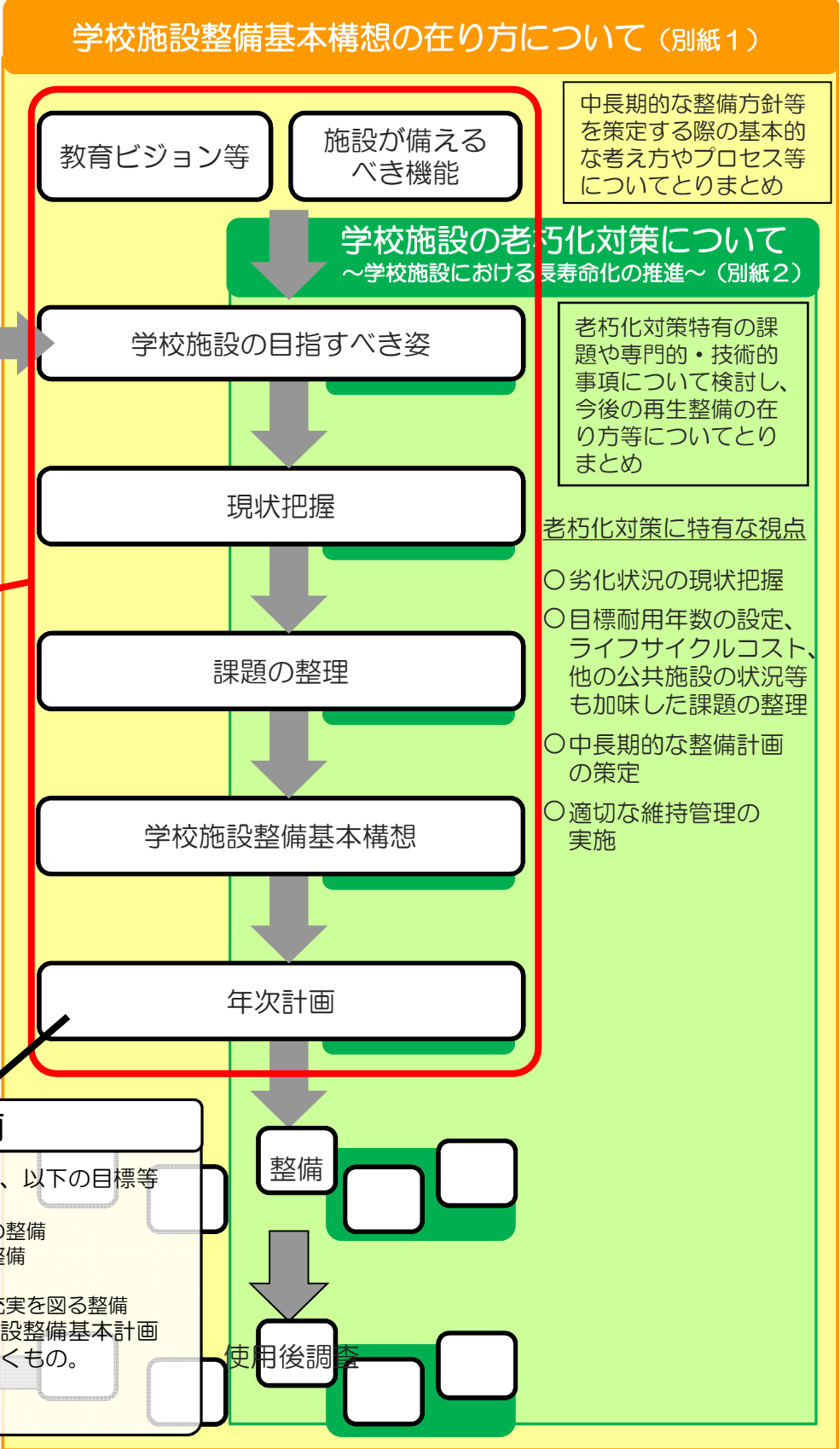


「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(仮称)」の位置づけ

個々の学校施設の評価
(別紙3)

学校施設の評価を実施している場合、課題や好事例を把握しているため、目指すべき姿を検討する際に参考としたり、現状把握を行う際に学校施設の評価のプロセスや体制を活用することができる



本手引で具体的に解説する範囲

施設整備計画

○地方公共団体は補助申請にあたり、以下の目標等について記載した計画を策定。

- ・地震、津波等の災害に備えるための整備
- ・防犯対策など安全性の確保を図る整備
- ・教育環境の質的な向上を図る整備
- ・施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

○これらの目標は文科省が定める施設整備基本計画(平成23年度~27年度)に基づくもの。

○計画の期間は3年以内